

裁判所の手続案内は

(豊後大野市中央公民館で実施分)

予約制 です。

竹田の裁判所からのお知らせ

現在、毎月一回（4月と8月を除く）、豊後大野市中央公民館で行っている裁判所の手続案内は、予約制となっております。

裁判所の民事・家事の手続きを利用したいが、その方法が分からない方は、手続案内実施日(※)の3日前までに竹田の裁判所にお電話してください。よろしくお願ひします。

※ 手続案内実施日（令和8年5月～令和9年3月）

令和8年	5月14日（木）	6月18日（木）	7月16日（木）
	9月17日（木）	10月15日（木）	11月19日（木）
	12月17日（木）		
令和9年	1月14日（木）	2月18日（木）	3月18日（木）

案内時間は、午前9時30分～午後3時30分です。

予約先

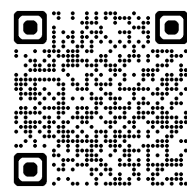
電話：0974-63-2040

竹田の裁判所

(大分地方裁判所竹田支部・竹田簡易裁判所・大分家庭裁判所竹田支部)

※ 「中央公民館である手続案内の予約をしたい」とお伝えください。

上記会場での手続案内のほか、
裁判所ウェブサイトでも
手続案内をご覧になれます。



裁判所の手続案内ページはこちら